

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
ビバコンピュータ株式会社	大阪府大阪市東淀川区東中島2丁目8-6

2. 指名停止措置期間

令和6年4月24日 ~ 令和6年7月23日 (3カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

ビバコンピュータ株式会社は、令和5年11月17日付けで当地方整備局発注「人事管理システム改良業務」の契約締結を行ったが、令和6年3月26日に履行期間中に業務を完了できない事態となったとして履行不能届を提出し、同年3月27日に契約を解除された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 ^{かわさき たすみ}川崎 友美 (内線 2511)
建設専門官 ^{しげや たかひろ}渋谷 隆博 (内線 2512)

総務部 経理調達課 課長 ^{ちば てつや}千葉 哲哉 (内線 6551)

○は本件の主務課です。